



お肌に安心 健康にやさしい 天然水プール
OSS 尾崎スイミングスクール 尾崎校

会 員 会 則

入会のしおり

ごあいさつ

この度は、尾崎スイミングスクール尾崎校にご入会くださいますこと誠にありがとうございます。

当スクールでは、ベビーからシニアの方まで、皆様のニーズにお答えすべく、きめ細かい指導を心がけております。水泳を通じて健康な身体づくりと健全な心づくりを目指し、地域社会のお役に立てれば幸せに存じます。

皆様も、日頃の運動不足の解消、体力増進を目標に、当スクールを末永くご利用くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、ご意見や疑問点等がございましたら、何なりとお申し出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

お肌に安心 健康にやさしい 天然水プール
OSS 尾崎スイミングスクール 尾崎校

〒599-0201 阪南市尾崎町5丁目31番18号

TEL 072-471-1188

会 則

第1条 (名称・所在地)

本スクールは、尾崎スイミングスクール尾崎校(以下、本スクールという)とし、所在地は阪南市尾崎町5丁目 31 番 18 号に置く。

第2条 (運営管理)

本スクールは、株式会社尾崎スイミングスクール(以下、会社という)が、運営管理を行う。

第3条 (目的)

本スクールは、専任コーチによる一貫した水泳指導を行い、その心身の健やかな育成を図ることを目的とする。

第4条 (入会資格)

本スクール会員は、審査基準に適した男女とし、次の各号の全てに該当する方とする。

1. 生後 6 ヶ月以上で、各会員種別の適応年齢に達し、尚且つ本会則ならびに本スクールの諸規定を遵守する方。
尚、入会に際しては親権者の同意を必要とする。
2. 健康状態に異常がなく、医師などに運動を禁じられていない方。
3. 本人もしくは保護者の品位と社会的信用に問題がないこと。
4. 保護者が、暴力団関係者でない方。
5. 保護者が、本スクールの会則・細則を承認していること。
6. 刺青など(ファッション外ウーを含む)をしていない方。

第5条 (会員の種類)

本スクールの会員種別は次のとおりとする。

1. ベビースイミングスクール【生後 6 ヶ月～2 才 6 ヶ月】
会員資格は子供にあるが、保護者同伴利用とする。
2. ジュニアスイミングスクール【2 才 6 ヶ月～18 才】
3. レディース・成人【16 才以上】

第6条 (クラス等の変更)

会員は本スクールの受講クラスまたは受講曜日を変更する場合は、変更希望月の前月 15 日までに本スクール所定の変更届と、変更手数料として別途定める金額を添えて、フロントに提出しなければならない。

第7条 (入会金・年会費)

入会金及び年会費は別途定める金額とする。又、退会後再入会される場合は再度徴収するものとする。

第8条 (会費)

会員は、「細則」に定める会費を施設利用の有無に関わらず、前納(26 日)にて支払うものとします。尚、一旦納入された会費については理由の遺憾に関わらず返還しないものとする。

第9条 (入会手続き)

本スクールに入会を希望する方は所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を得た後、別途細則に定める登録手数料及び会費を会社に納入しなければならない。

第10条 (譲 渡)

会員資格は、これを他に譲渡できないものとする。

第11条 (会員資格の停止および除名)

会社は、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一定期間の停止または除名することができる。

1. 本会則その他本スクールが定める事項に違反した場合。
2. 本スクールの名誉・信用を損傷する、または他の利用者に著しく迷惑となる行為があった場合。
3. 会員が納入すべき会費、その他の債務を2ヶ月以上滞納し、会社の催告に応じない場合。
4. 本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した場合。
5. その他、本スクールが除名を至当とする行為、事由があった場合。

第12条 (休 会)

会員が休会する場合は月単位とし、休会希望月の前月 15 日までに本スクール所定の休会届をフロントに提出しなければならない。

尚、特別な理由(入院・伝染病等)にて急遽一ヶ月以上の休会が必要と認められた場合、次月の休会を認める場合がある。

ただし、その場合でも休会希望月の前月末日までに届出が書面で提出されていることとします。また、必要に応じて診断書または証明書を求める場合がある。

第13条 (退 会)

1. 会員が退会する場合は、退会希望月の 15 日までに本スクール所定の退会届をフロントに提出しなければならない。尚、15 日が定休日の場合は前営業日とします。また、月会費その他未納金のある場合にはこれを完納して退会するものとする。
2. 退会者(除名を含む)は退会時に会員証を本スクールに返還するものとし、それによって会費の発生が終了するものとする。

第14条 (会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかの場合に該当したときその資格を喪失する。

1. 会員本人による退会の申し出を会社が承認したとき。
2. 会員本人の死亡。
3. 除名されたとき。
4. 経営上重大な理由により本スクール諸施設の全部を閉鎖したとき。

第15条 (会員証)

1. 本スクールは会員に会員証を交付する。
2. 会員が本スクールを利用する場合、必ず会員証を提出するものとする。
3. 会員は会員証を紛失した場合、速やかに届け出、再発行の手続きをするものとし、別途定める再発行手数料を支払うものとする。

第16条 (変更事項の届出)

会員は、取引金融機関・住所・連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を所定の書面にて本スクールに届け出るものとする。

第17条（休校日・臨時休業など）

1. 本スクールは別途定めるスクールカレンダーによって休校日を設ける。
2. 会社は、諸般の事情により営業時間・休校日を変更する場合がある。
3. 会社は次の事由により、施設全部または一部を臨時に休業または使用を制限する場合がある。
 - (1) 天災・地変、あるいは台風などでの災害や危険が予測される時など、やむを得ない理由により本スクールを開場できない場合。
 - (2) 施設を補修または改修するとき
4. 会社は、第 17 条2項及び第 17 条3項(2)の場合 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。
5. 会社は、第 17 条3項(1)の場合、振替の授業は行わないものとします。

第18条（施設の利用禁止）

会員が次の各号の一つに該当した場合、本スクールはその会員の利用を禁止することができる。

1. 入会資格に抵触した場合
2. 伝染病もしくは他人に感染する恐れのある疾病を有する方
3. 医師により運動を禁止されている方
4. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不当と判断した場合
5. 施設の利用上、安全を確保できないと本スクール側が判断した場合
6. 上記事項以外に、本スクール側が不当と判断した場合

第19条（免責）

本スクールを利用するにあたって発生した盗難・障害・死亡・その他の事故については、一切本スクールの責任に帰さないものとする。

第20条（損害賠償）

1. 会員が本スクールの利用に際して発生させた人的・物的損害については、会社は一切損害賠償の責は負わない。
2. 会員が本施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、本スクールまたは他の会員等第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第21条（指定用品）

ジュニアクラス会員は、本スクールの指定用品（水着・帽子・バッグ・もくひょうファイル）を別途本スクールから購入し、本スクールの施設利用時に必ず、上記指定用品を使用するものとする。

第22条（スクールバス）

本スクールは、会員の路面スクールバスを運行するものとするが、その運行コース及び時間帯等については、本スクールにおいて任意に定めるものとする。

第23条（附 則）

本スクールの会費並びに登録手数料などについては、経済情勢の変動により変更する場合がある。

第24条（細 則）

本会則に定めない事項並びに業務遂行上必要な事項は、細則によるほか必要に応じて本スクールが定めるものとする。

第25条（改正）

本会則の改正並びに細則の改正は会社がこれを定めるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。また、その内容はスクールの所定の場所に1ヶ月間掲示するものとする。

第26条（本会則の発行）

本会則は令和元年11月1日より発行する。

細 則

第1条 (入会金及び年会費)

- 会則第7条における入会金及び年会費は次のとおりとする。
 - 入会金 2,358 円 (税込)
 - 年会費 3,544 円 (税込)
- 会員は前項の入会金及び年会費を入会申込時に現金で支払うものとする。

第2条 (月会費)

- 会則第8条における月会費は次のとおりとする。

クラス	月 会 費
ジュニアクラス	週 1 回 7,333 円 (税込)
	週 2 回 9,090 円 (税込)
	週 3 回 9,773 円 (税込)
	週 4 回 10,032 円 (税込)
	週 5 回 10,491 円 (税込)
選手クラス	週 6 回 12,222 円 (税込)
ベビー	回数フリー 7,333 円 (税込)
サタデーベビー	土のみ 5,398 円 (税込)
親子キッズ	回数フリー 7,333 円 (税込)
スイムクラス(昼)	月 4 回 7,333 円 (税込)
	月 8 回 9,090 円 (税込)
スイムクラス(夜)	月 4 回 5,668 円 (税込)
	月 8 回 7,435 円 (税込)
初心者クラス	5,668 円 (税込)
かんたん水中体操	7,333 円 (税込)
アクアワーク	8,199 円 (税込)
アクアビクス	7,079 円 (税込)
フリー	週 6 回 5,093 円 (税込)
フィットネス	回数フリー 11,204 円 (税込)
シニアクラス	8,199 円 (税込)

- 会費は、入会申込時に1ヵ月分の月会費を現金で支払うものとします。
- 2ヵ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の月会費を預金振替口座または自動払込の方法により支払うものとします。
- 尚、金融機関休業の場合、翌営業日とします。

第3条 (休会費)

会則第 12 条における休会費は月額 1,772 円 (税込)とする。

第4条 (変更手数料)

会則第 6 条における変更手数料は、1 名(1 回)につき 234 円 (税込)とする。

第5条 (会員証の再発行)

会則第 15 条 3 項における会員証の再発行料は、1 会員証につき 234 円 (税込)とする。

第6条 (受講日時)

会員は、会員の選択した受講曜日及び時間帯に限り本スクールの施設を利用することができる。但し、授業を欠席する場合は、その月度内において授業回数分(通常レッスンは通常日・進級テスト日は進級テスト週間)振替授業を受講出来るものとします。
尚、振替希望日が満員の場合はお断りします。
但し、当日への振替は出来ません。(振替希望日の 2 日前まで)

第7条 (指 導)

本スクール各受講クラスに応じて作成された本スクールの指導要綱に従い、会員の指導にあたるものとし、会員は本スクールの指導者の個別的、具体的指導方法に従い受講するものとする。

第8条 (入会手続きの必要事項等)

本スクールに入会される方は、入会申込時に下記の書類を提出しなければならない。

- ① 入会申込書
- ② 承諾書
- ③ 預金口座振替依頼書もしくは自動払込用紙
- ④ その他本スクールが定める必要書類

第9条 (改 定)

本細則の改定は本スクールがこれを定めるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。
又、その内容はスクール所定の場所に 1 ヶ月間掲示するものとする。

第10条 (本細則の発効)

本細則は令和元年 11 月 1 日より発効する。

《 授業の流れ 》(ジュニア本科コース)

- (1) 受付にて会員証提出(バス利用の方は、バスにて提出)
- (2) 更衣室にて着替え
- (3) トレーニング室にて待機
(クラス別にタオルを入れるカゴがおいてあります。)
- (4) プール室入場
- (5) プール室にて準備体操・授業
- (6) プール室退場
- (7) 乾燥室にて、バスタオルで身体をふく
- (8) 更衣室にて着替え(忘れ物注意)
- (9) 受付にて会員証受取、帰宅(バス利用の方は、バスにて受取)

※ 授業時間には、出欠確認・移動時間・トイレ等を含みます。

《 遅刻について 》

- (1) 授業の途中からでも、授業を受けることができます。



《 持ち物 》

- (1) 会員証
- (2) 水着・帽子・バスタオル
- (3) ゴーグル ※13歳から使用可
それ以前の級で使用の場合、フロントにて必ず申請してください。
※ 貴重品等は必ずフロントにお預けください。



《 水着・帽子の名前の書き方 》

- (1) 水着はタグ等に大きくわかるように記入してください。
- (2) 帽子は右の図のように、前面に記入してください。
その他、持ち物には必ず名前を記入してください。



《 何でもコーチに相談してください 》

- (1) 落とし物をしたとき、物がなくなったとき
 - (2) 人の物と間違えたとき、間違えられたとき
 - (3) 練習中にトイレに行きたくなくなったとき
 - (4) けがをしたり、寒くなったり、気分がわるくなったとき
 - (5) 遅れてきたとき、都合で早引きするとき
- ※ その他、わからないこと、困ったことがあれば
お気軽にお聞きください。

《 非常のとき 》

- (1) 火事や地震のとき、また非常ベルが鳴ったときなどは
おちついてコーチの指示に従ってください。

《 駐車場について 》

- (1) 尾崎スイミングの駐車場は隣接の場所のみです。
ご送迎の際は敷地内にてご乗降をよろしくお願いいたします。
中学校前の道路を利用されますと近隣の方のご迷惑となりますので
ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。